

松江市告示第 363 号

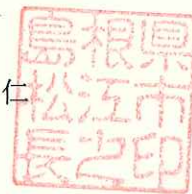
利便増進誘導区域の指定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第 4 項の規定により、下記のとおり告示する。

その関係図面は、告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 7 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 利便増進誘導区域の指定日

令和 6 年 7 月 22 日

2 道路の種類及び路線名

市道 鉄道北沿線（松江市朝日町 地内）

3 利便増進誘導区域として指定する場所

松江市朝日町字伊勢宮 478 番 2 地先から

松江市朝日町字伊勢宮 478 番 19 地先まで

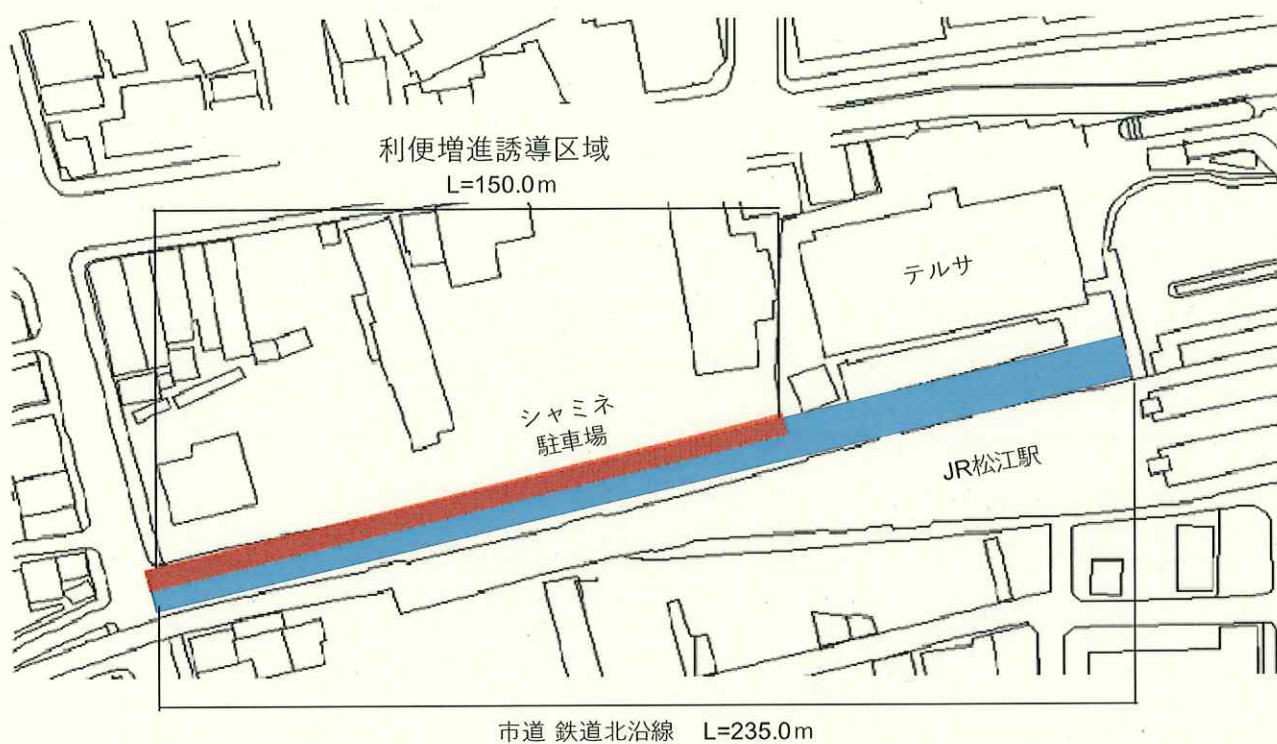
（関係図面参照）

4 縦覧場所

松江市 都市整備部 建設総務課 道・緑・水辺相談室

利便増進誘導区域の関係図面

平面図



断面図

